

戸田市立郷土博物館条例新旧対照表

令和5年2月20日

教育委員会事務局生涯学習課

改正前	改正後(案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、戸田市立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)を設置する。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 郷土博物館は、<u>法第3条</u>に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第9条 <u>法第20条</u>に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、戸田市立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)を設置する。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 郷土博物館は、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第9条 <u>法第23条第1項</u>に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

